

下水道事業 受益者負担金制度 ご理解とご協力を

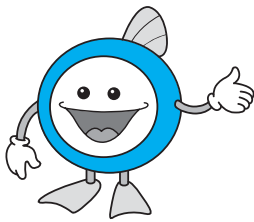


平成20年度に整備する東小磯、西小磯、馬場地区の一部の区域で、平成21年5月から公共下水道が使えるようになります(中丸地区の一部の区域は、当初、平成21年5月から使える予定でしたが、幹線工事の完成がのびるため、平成22年度から使えるようになる予定です)。

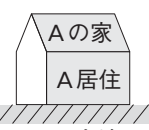
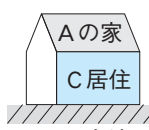
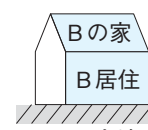
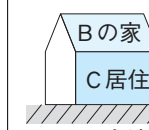
公共下水道施設を整備するためには多くの建設費用が必要です。その費用は国や県の補助金、借入金並びに町税などの一般町費と皆さんに負担していただく受益者負担金(以下「負担金」)によってまかなわれます。

公共下水道が整備される区域では、生活環境がよくなり、その土地の利用価値が増大します。

そこで、公共下水道の整備により利益を受ける方々に、建設費の一部を「受益者」として負担していただくことによって、より一層の整備促進をしようというのが都市計画法に基づく『受益者負担金』の制度です。



受益者(負担金を納めていただく方)の一例

①	②	③	④
			
Aの土地	Aの土地	Aの土地	Aの土地
Aの土地にAが家を建てAが住んでいる場合	Aの土地にAが家を建てCに貸している貸家・アパート等の場合	Aの土地にBが家を建てBが住んでいる場合	Aの土地にBが家を建てCに貸している貸家・アパート等の場合
受益者はA	受益者はA	受益者はAまたはB	

※③と④の場合は、お互いご相談のうえ、受益者を決めてください。

負担金を納める受益者とは?
整備区域内のすべての土地が対象となり、その土地の所有者または権利者が受益者となります。
負担金は、公共汚水ますや建物の有無を問わず、その土地の前面等に下水道管が整備された時点で納めていただきます。
平成21年5月に供用開始(下水道が使用できる)される区域内の土地所有者には、4月に送付する申告書により、受益者を申告していただき決定します。

負担金の額は?
納めていただく負担金の額は、対象区域内に所有する土地または権利のある土地の面積に単位負担金額(1平方メートル当たり377円)を乗じて算出した金額です。

なお、負担金は土地に対して「一回限り」の負担です。

**受益者負担金の額は、
1m²当たり377円です。**

例えば、165m²(約50坪)の土地を所有している場合は
165m² × 377円 = 62,200円
(10円未満切り捨て)

負担金の納付方法は?

算出した金額を3年に分割し、さらに1年を4回の納期に分けて納めていただきます。

また、一括で納めていただくこともできます。一括納付の場合は、当該年度の最初の納期内の納付に限り、納付される年数、金額に応じて一括納付報奨金が交付されます(実際は、報奨金相当額を差し引いた金額で納付することになります)。

負担金の減免と徴収猶予は?
負担金は、一律に賦課されます。

すが、土地の用途に応じて減免することがあります。
また、土地の状況や受益者の事情により、徴収を猶予する必要があると認められる場合は、徴収を猶予することもできます。いずれも申請が必要です。
※徴収猶予の理由が消滅したときは、必ず届出をしてください。

受益者に変更がある場合は?
土地の売買などにより、負担金を納付する受益者を変更する場合は、旧受益者と新受益者との連署で受益者変更の届出が必要です。
届出がない場合は、そのまま前の受益者が負担金を納付することになります。

届出された日以後の納期に係る負担金は、新受益者が納付することになります。

【住民説明会の開催】

平成21年5月から公共下水道が使えるようになる東小磯、西小磯、馬場地区の一部の区域内の方に対し、供用開始に伴う説明会を開催します。開催日時等については、区域内に土地を所有されている方に対して、開催通知を送付します。

◎問い合わせ

下水道課 ☎内線224